

東京都高齢者施設事業継続支援事業実施要綱

令和4年2月28日3福保高計第532号

令和4年4月13日4福保高計第20号

令和4年6月27日4福保高計第151号

令和4年10月11日4福保高計第342号

令和5年3月9日4福保高計第507号

(目的)

第1条 この要綱は、都内高齢者施設が、施設入所者への新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染防止のため、また、施設従事職員の同居者への感染防止を図るため、施設従事職員が滞在する宿泊先の確保等を行うことを支援することにより、都内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等における各施設の事業継続をより確実なものとするを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この要綱に基づき、都は、以下のとおり事業を実施する。

(1) 内容

高齢者施設が、入所者への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、施設従事職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており、自宅内での感染防止を図るため、ホテルや住居等を借り上げる場合にその費用等の補助を行うことにより、各施設の事業継続を支援する。

(2) 対象施設

別表に掲げる施設

(実施期間)

第4条 第3条に掲げる事業の実施期間は、令和4年1月21日から令和5年5月7日までとする。

(事業の決定)

第5条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年1月21日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対象施設
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護